

後援会実費等支給基準

項目	責任者	支給額
A 学生指導費	副学長（学生担当）	年間 1 人 30,000 円まで 領収書で金額を確認のうえ、支給
B 大学祭学生指導	副学長（学生担当）	土曜日及び日曜日 1 日出勤 4,000 円
C サークル活動・ゼミ 研修活動等の引率	副学長（学生担当）	土曜日及び日曜日 半日出勤 2,000 円
D チューターグループ 会合補助金	副学長（学生担当）	1 会計年度原則として 2 回 以内 チューターグループの学生 に対し 1 人 1 回 500 円
E その他、学長が適当 と認めたこと	学部長	学長が定めた額

- ※ この基準は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- ※ 責任者は、同一の項目を一括して学長へ請求（事務局へ提出）し、受け取る。
- ※ 項目 B 及び項目 C にあって、教員に時間外勤務手当が支給されるときは、支給対象としない。
- ※ 項目 C サークル活動にあっては、学友会所属のクラブ、同好会の公的行事（本学を代表して参加する行事とし、練習試合や親睦を目的とした行事は含まないものとする。）に顧問として学生を指導するために引率していること。ゼミ研修活動にあっては、教員が、現在授業を受け持っているゼミ研修に関するものであること。
- ※ この基準により尾道市立大学後援会予算から支給する。

付 則

この基準は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 5 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 16 年 5 月 22 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 24 年 5 月 26 日から施行する。

付 則

この基準は、平成 27 年 5 月 30 日から施行する。